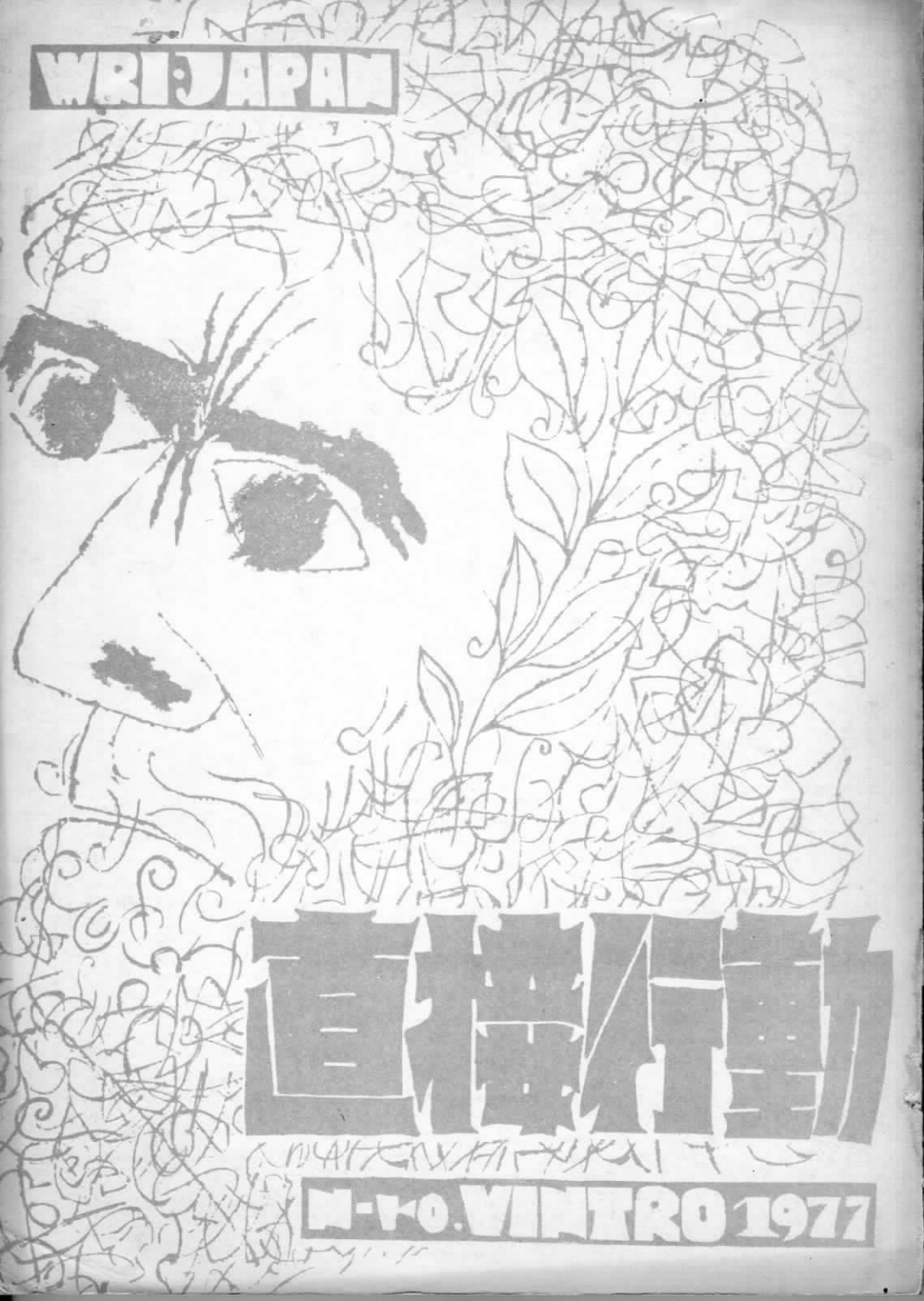


WRI JAPAN



直接行動

N-10.VINTRO 1977

思想と行動宣傳誌

# 直接行動

NO. 3



# 天皇制、さわってみれば、よく判る

—文化の日、二十数名のポリ来襲

向井 孝

1

あたりは雲の中のようにもあり、くらやみのようでもある。何もみえない。

おっかなびつくり、手さぐりで歩きはじめた。とたん、何かにガアンとぶつかり、手ひどく投げ出された。

腹這ったまま、うすら明りに透して、相手は、と見上げると、

「立て！ 不敬罪だ！」という声。

「はてな」と思わず顔をあげてみると、ああ、たしかにそれはまぎれもない。

立ちはだかった奴の胸の真中にぶらさがっているのは、昔みなれたあの「菊の紋」。

やつぱり……

——というのが最初の何にもましての印象。

2

とりあえず、今回の「天皇風刺ステッカー事件」をめぐるいくつかの情報を、断片的に並べてみよう。

★11月2日、毎日新聞夕刊記事

『皮肉たつぷり天皇非難』という三段ぬきの、よく目立つ見出しで、本文は、

『天皇在位50年式典を前に、大阪など近畿各地で、天皇を皮肉たつぷり非難中傷するステッカーやポスターが出回っていることが、三日大阪府警警備部などの調べで確認され——略——関西では初めての「大衆行動」で、治安当局は神経をとがらせている。』

各府県警の調べによると、ヒボウ文書は縦10センチ横8センチの、黒ワク付のステッカーと、一回り大きいポスター。

10月8日奈良市の電柱に張り出されたのを皮切りに、神戸・京都でも次々に張り出され、同30日には大阪商業大学の建物にも、ステ

ツカーが張られた。

文面は、計八・九種類あるとみられるが、

「宣戦も、敗戦も告げた、同じ顔」

「砲火止み、初めて人間の声を出し」

などと皮肉っているところから、記念式典に照準を合わせたことは明らか。

このほか天皇の写真の上に、「この顔みたら一〇番」「罪状A級戦犯、アジア人民大量きやく殺」と記入した「手配書」の形式で、天皇の戦争責任を追及したり、「忌」や「呪」の字と「菊の紋章」をあしらったり、「しつこいなあ。もうやめなはれ―国民一同」などの文面。

ステッカーは裏紙をはがすとすぐ貼れるノリ付きになっていることから、大阪府警は、すくなくとも一万枚以上用意されているものとみて、軽犯罪法違反などの容疑で捜査している―  
さすがに警察、お目が高い！ 一万枚「以上」とは不正確？ なもの。

### 3

この毎日の記事は、他紙に出ない特ダネというか、抜けがけの功名だった。このおかげでステッカーは、関西でたちまち噂の種となった。

その事情を八週刊新潮11月18日号は―

「過激派を煽った」「在位五十年祝典」強行の心情的無理」という特集で、関西派の「川柳作戦」などと命名しながら、その一部で、「―この事件が大阪の毎日だけにしか出なかった理由は、聞いてみると、どうやら警察が各紙に「記事にしないではい」と頼んで回

ったから、ということのようだった。記事になったら、それとそ敵の思うツボと考えたのだろう。―」

そしてこの思うツボの毎日の記事を「大いに勇気ある」と新潮が皮肉たっぷりにいうわけだが、毎日とて別に、警察に立てつく気概があったわけではあるまい。ただこのステッカー作戦「ユーモアがあつて、風刺たっぷりの（大衆行動）」という処が、つい書かせたのだろう。まさにそこを狙った作戦、図に当って、百万円出した広告以上の大宣伝。だから―

式典の10日が近づくにつれて、北は北海道から沖縄までの全国各府県警察から、ここにも、またあそこでもステッカー出現！ との報告が、その筋に集中したのをひたかくし。マスコミにはひたすらオフレコ、ということだったにちがいない。

だが、サスガに外電までは押えきれなかった―というのはあとのお話。

### 4

それはともかく敵サン、決戦を呼号したデモや散発的なテロなら、ともかく手のうちようもあるが、この大衆的なステッカー作戦の、日本全土のいや国際的「非暴力直接行動」には、すっかりお手あげ。口惜しがって地団駄ふんだかどうか保証のかぎりではないが、血迷ったあげくの「勇み足」を、ついにやらかすことになった。それは―

★11月4日毎日新聞朝刊記事

見出しは「アナキストグループの仕業」「天皇非難ステッカーで捜索」ということで

「―大阪府警警備部は三日、ステッカーをもっているのはアナキス

トのグループと突きとめ、大阪・東大阪・堺の關係六ヶ所を軽犯罪法違反・建造物侵入容疑で捜索。―捜索されたのは大阪市阿倍野区のアパート四ヶ所と堺市の府営住宅などアナキストグループの自宅、活動拠点―

これをほくに即してもうすこしくわしく説明すると、文化の日、朝七時半。まず、わが家兼WRI事務所、通称サルートの表戸が破れんばかりドンドンと叩かれたのである。すわ何事！ ねげまなこで出てみると、せまい入口にひしめいて、もう靴を半ぬぎにした

大の男が七人。パッパッと写真のフラッシュ。見回せば、下の道路にも、横の空地にも、制・私服のボリたちあわせて二十数名。「令状もってるぞ」というや否や、どつと室内へ押入ってきた。その令状とは

『被疑者―氏名不詳。差押えるべきもの―本件に關係ある一、ステッカー及びその原稿、二、計画書、メモ、組織名簿。件名―建造物侵入、軽犯罪法違反被疑事件。内容―被疑者不詳は、大阪在住のアナキストグループ構成員向井孝、××、××ほか数名と、来る11月

10日挙行される天皇在位五十年式典に反対するために、天皇を非難するステッカーを街頭等へ貼付することを共謀し準備して、大阪商業大学内の東館第九教室西側壁に一枚、学生会議室東側扉に一枚、図書館北側壁に一枚、東館第二教室西側壁に八枚、食堂西側壁に七枚、食堂西側コーラ自動販売機に一枚、食堂西側ハイシー自動販売機一枚合計二〇枚を化学糊ではりつけ、もってみだりに他人の工作物にはり札をしたものである。―』

あほらしい、といつてはいられない。けしからんのは自明だと澄ましているわけにもいかない―のである。

問題の1。ステッカーを貼った者が誰かわからない。「氏名不詳者」ということは、そんな人間はいなかったのかもしれない。だのに、その姿カタチもさだかでない名なしの権兵衛が、私たちと「共謀」したことは確か、というこじつけ。

問題の2。名無しの権兵衛氏の貼ったステッカーと、私たちを結びつけるガイ然性はなにもない。

この種の軽犯罪法違反は現行犯か、現認証拠(貼っているところを写した写真など)を示すのが普通であるが、それもなし。

問題の3。建造物侵入というが、当日は大学祭が行なわれていたという。個人の住宅とちがう大学構内で、しかも学園祭なら一般市民の立入りも許されていただろう。みにいらつしやいというポスト―も貼られていた筈である。それを建造物侵入とは、あきれかえりたいばかり。

問題の4。右のことからいつて容疑は、ブルジョア法的にみても全く根拠薄弱。とても起訴など出来るものではない。つまりこれは、まさに「不敬罪」。それを言われぬばかりに、苦しまぎれの別件に名をかりた脅喝ガサ入れ。あわせて公安情報の収集と、のこったステッカーをはらせぬ予防的押収以外の何でもない。軽犯罪法四条「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のために、これを濫用することがあってはならない」なんか、この際、養喰えとばかり―。

問題の5。百歩ゆずって、以上のことをすべてに眼をつぶってもなお、押収物件の内容があまりにデタラメすぎる。

たとえば、私たちのところから無理矢理に強奪したのは次のようなものである。

ステッカー二二三枚。ビラ一枚。ミニコミ一部。ビジネスダイアリー74年度。金銭出納帳。個人手帳（Rさんの生理予定日などかいてある）向井から宋斗会さんへの手紙（未発送のもの）等々。

（これらのことの法律的論旨は、八日提出した入準抗告申立書Vで明らかにした。もしくわしく知りたいとか、明日は我身の為という方には、カンパ送料共千円で、コピーをお送りする。大阪市阿倍野区旭町2-12-2 WRI・日本事務所・水田ふろ宛）

6

11月9日、朝日新聞朝刊は、社会欄に四段ぬきで、次の記事を書きのせた。

『ご法度なの、天皇批判』『市民運動家府警を訴え』『風刺ビラめぐり捜索』という大見出し。

『天皇批判のステッカーを所持し、配布を呼びかけただけで家宅捜索を受け、関係のない私物まで押収された。軽犯罪法違反を理由に、市民運動を抑圧し、憲法に保障されている言論・表現の自由を封じるのは許されないと八日、大阪府警に対し押収物の返還を求める入準抗告申立書Vが大阪地裁に提出された。申立てたのはミニコミ雑誌の発行など、市民運動をつづけている向井孝さん』

『この捜索について向井さんは「こんなことが許されるなら、政治的ビラが貼られたり街頭でまかれることで、それに同調したり、同種のビラを持っている市民は、すべて捜索を受けることになりかねない」と訴えている』

この記事、ぼくの友人達が送ってくれた切抜きでは、九州から中

部・関東版にまでのつたらしい。たちまち激励數十通に及ぶという大反響を呼んだ。

そのひとつ、全く未知の人から来たもの

『最近の警察権力を使った入天皇批判Vへの抑圧は、目に余ります。朝日紙に警察は「正式な手続きを経てやった捜索であり犯罪があつた場合、軽微とはいへ見逃すわけにはいかない。厳正な捜査をするのは当然」などと反論していましたが、他の軽犯罪にもこのような措置を強行しているでしょうか。我が家の回りにも立札やビラがあり、また通行に支障するようなものがたくさん目立ちます。それらを放置しておきながら、貴殿が貼った？とされるユーモアがあり、且風刺のきいたビラのみを不当に干渉するとは、もつてのはかです。この提訴は、日本のまちがった天皇制の問題を裁判という公開の場にひき出すこと、言論・出版・表現の自由の権利をより確実に獲得していく闘争であると確信しています。とかく手間とお金がかかって大へんと思いますが、できるだけがんばっていただきたく、おたよりさしあげます！』

ところで、このときの捜査令状、警察が請求を地裁へ出した所、一度は不備で戻され、二度目にヤットとったとか。かねて警備につけられていた×君に、某日尾行氏が、

「おい、昨日おまえらの仲間のとこを家宅捜索したぞ。令状とるのにエライ苦労したけどな」とかいってらしい。

もともとそんなに無理してとった入正式な手続きVの違法捜査なのだから、敵サン、こちら側の入正式な手続きVによる入準抗告Vの申立てには、大いに狼狽したらしい。

ふつうはみんな泣き寝入り。万にひとつも準抗告など出た例がないので、タカをくくっていたらしい。しかもそれが出た！という

記者からの聞き込みによると、早速地裁から警察へ、準抗告が出たとの連絡があったという。それからあらぬか、なんと警察はあっさり、その翌日

「捜査済になった押収物件をかえす。すぐとりに来い」との御托宣。

「冗談やないで。もっていったものはこちらから返しにくるのが当り前え。それに返したらすむ、というものじゃおまへんで」

「こちらから返しにいくという前例はないが、まあ検討して返事する」——というその口の端もかわかぬ翌日、先方からわざわざ返しにやってきた。

ぼくは生憎るすで、Rさんがいた。と、取ってかえして三十分たらずのうちに、こんどはRさん名義の押収物を携えて「これお返しします。受領印を」というあわてよう。(同時にガサをやられたSさんとこへは、準抗告を出してないのに、朝七時すぎ、たしかな在宅をねらって返しにきたとか)

つまりこれは、不当な家宅捜査で入手した不当な押収物件を、この際大急ぎで返却してしまつて、△準抗告△の実効性を失わせる。それゆえに△準抗告は却下する▽という裁判の筋書きなのである。

もちろん、そんなことですますわけにはいかない。そこで、ぼくの準抗告につづく第二弾。こんどは「捜査差押え許可令状そのものを取消し」と「警察がした押収処分を取消し」の二つをあわせて求める△準抗告▽を改めて出したのである。

これらの準抗告を、ぼくらが時機を逸せずに行うことが出来たのは、何よりもまず家宅捜査をやられたとき、その令状のコピーを強硬に申入れて、書き写しておいたという一点にある。

そのことを含めて、今後にも予想されるガサ入れに対応するための参考として、いくつかの反省と教訓を、順不同で思いつくままにかいておこう。

まず第一は、何よりも冷静に捜査官憲と対応すること。あわてたよりもそれで負け。(といつても大ていが早朝にくるから、誰でもびっくりする。ぼくはすぐお湯をわかし、ゆっくりお茶をのんだら落付いた)

第二は、令状のこと。(これは口早やによんで、こちらがはつきりと理解しないうちに、どやどや踏みこんでくる) ゆっくりと読ませ、何度もしき直し、メモをする。その上で、さらに不明のところがあるからと申出て、全文を「一字も省略せず、完全に写す」こと。(主要なところだけの抄出は、あとで必ず脱落があつて困ることがある)

しかしこれはなかなか写させようとしなない。(ぼくの場合、何故写させないか、一時間ちかく問答して、それをテープ録音(のちの証拠用)にするという手で、ようやく写したが、他の五ヶ所は、読むだけで提示もしなかったという)

第三は、玄関や窓を明け放つて、周辺の人たちにも見物させる。違法行為のときは、大声で抗議し、みんなに聞かせる。(ボリは隣近所にみられると困るだろうからと、お為こかしに必ずしめようとするから、その必要はないといって開放すること。隠蔽すると余計

隣近所の好奇心をかきたてる。正々堂々みせることで近所の人を味方につける。違法な捜査を市民の眼によってできなくさせる。

第四、押収令状に記載されていないものに手を触れようとしたら、それは関係ないといって、簡単にみせる。それ以上内容をみたり写真をとろうとしたら、強く抗議して許さない。関係の有無はこちらで判断するといって勝手なことをするから、そのときは、相手の行為を具体的に抗議の声としてあらわし、テープに入れておく。

第五、無断での写真撮影をしないように申入れて厳重に見張る。押収できないものを彼らは容赦なく写真でとるから注意。それでもなお強行するときは、具体的にそのことがあとで判るような表現での抗議の声をテープに入れておく。できればこちらもその状況の写真をとる。(これをぼくはやりえず失敗した)

第六、押収品目録の作成のとき、押収物件の品目名を正しく記載させる。(例えばWRI事務所の会計簿を、彼らは組織名簿とかこうとした。が結局金銭出納ノートとかせ、さらに一月〇十月三十日、と記入させた。このことで準抗告のとき、一見して違法押収であることを明らかにさせることになる)

第七、すべての状況を一応テープ録音しておく以外に、できるだけ要点をそのときメモすること。捜査員は、はじめ氏名をなかなか明らかにしないので、1号〇6号という風に番号をつけ(その特徴をメモして)その不当な言辭や行動をマークする。(多人数でなかなか特定できず、ぼくはこれに失敗した)

第八、こちらは、あまりうろろしないこと。ボスらしいヤツのそばにはりついて、他の連中の動きを眼でよく見張ること。そして抗議はひとつひとつそのボスにいう。(一人一人につきまといつていたら(プロレスのレフリーのように、反則がみえない)相手

が何人もだからふり回されてしまう。(部屋が二つ三つあるときは一つずつやってくれ、さもなくば立会ったことにならぬ、眼前で捜査せよと主張すること)

第九、こちらからは決して言葉や態度を荒げないこと。ゆっくりとしやべること。そして、物品をちらかさぬよう、捜査後は完全に旧状に復すべきことを申し入れ、一品たりども紛失したり、まぎれたりした時の責任について、注意を喚起する。ていねいに扱わせること。

第十、彼らが帰ったら、記憶の明らかなうちに、すぐ捜査状況実状報告書をつくる。細かく具体的に記録しておく。すぐ△準抗告申立書▽をつくりかかる。この時、令状写しがないと抗告趣旨の見当がつかない。令状の写しをとるのが絶対必須の要件である。

## 8

そろそろ終りにしよう。情報の断片のつづき。11月7日、朝日新聞朝刊の記事。

見出しは『ハワイで反対ピラ』とあって、

『ホノルル五日〇共同。天皇在位五〇年式典に反対するピラが、在ホノルル日本総領事館近くに張られているのを五日、同館員が見つけた。ピラはいずれも黒ワケで縁どられ、真ん中に菊のご紋章を印刷したもので、天皇の戦争の責任を追及している』

ヤッター! いよいよ世界各地の、△見えない仲間▽からの呼応がはじまったのだ。

10日の在位50年式典にむけて、どこをどう通ってかこのステッカー、五日にはじまりとくに八・九日に集中して、海外三十ヶ所に近い諸都市の日本領事館・日本人街周辺に貼られることになってい

た。そしてさぞかし、大使館―外務省―警視庁―? と続々報告され、関係者を大あわてさせるだろう―というわけである。

かくしていよいよ11月10日、毎日新聞ほか各紙の朝刊に第二弾! 「香港にも式典攻撃のステッカー」 「京阪神のものと同じ?」という見出しで

「(香港九日)。天皇在位五十十年の式典を前にした九日午前、在香港日本総領事館が入居しているガモンハウスの玄関ニヶ所に、同式典を攻撃する十四枚のステッカーがはりつけられていた。黒ワクに菊の紋章がすり込まれてあり「呪」「怨」「忌」などといった大きな文字が書いてあった。うち一枚は天皇の写真の下に「この顔みたら一〇番、A級戦犯。アジア人民大量虐殺」と書かれていた。このほか天皇の戦争責任を追及する川柳五首を書き入れたステッカーもあった。

活字などからみて、日本で印刷され持込まれたものらしい。調べで、このステッカーは啓もうアナキストを中心とするグループがつくったとみられ、世界各地にも送られたらしい。」

これにはもうひとつ、おまけがついた。つまりNHKテレビがニュースの時間に、そのステッカー現物を、黒・白・黄の色もあざやかに一枚一枚写し出して、これが各地で貼り出されているもの―とばかりの大宣伝をやらしてくれたのである。

朝の七時と八時、ついに△天皇ひぼうステッカー▽は、NHK報道部を犯人とする善良な式典奉祝者たちによって、全国津々浦々(九州でもみたというから全国ネットだろう)の各家庭、お茶の間までも侵入した!

ということとはまた一干代田の城の奥ふかく宮内省はもとより―「新日本文学」12月号「時標」によれば、畏れ多くも天皇の日常は、

六時に起床、パジャマ姿で洗顔、食事前に新聞に眼を通し、NHKテレビを見る、とすれば)―ついに! 天覧の栄を賜ることとなつたのである!

9

おわりに△E君へ送った手紙▽を抄出する。

―この月はじめからお逢いしないままですね。音沙汰がないので、すこし心配。Fさんは二日に開いた△天皇制を考え直すティーン▽に、誘われてふと出席した―それでとしか考えられないこととで、以来尾行がついているとか。E君はもう二〇日ちかく、どうしたわけか監視されているようだとか。

いまぼくの周辺で、そんな変なことが―それも「へええ、あの人が」といった見当ちがいでマークされ、とても不快なことが多々あります。

ぼくもまた、もうご存知のように、三日早朝、二十数名の警官隊にねこみを襲われ、ガサ入レをやらされました。

天皇制なんてはつきりと見えない、ピンとこない。実感がもてない。―など二日のティーンでみんなが話したそれから十時間もたたないうちに、天皇制が姿をあらわし、牙をむいてやってきて、皮肉にも「天皇制に関する数百の著述」や「討論会」よりも、もっとたしかにはっきりと、そのおそろしい本性の一端を、実地に教えてくれることになったのです。

ところで君は、ぼくが今回の天皇在位五十十年式典に対し、反対の意志表示をしたことが、悪いことだと思いますか。

その意志表示の方法として、非暴力直接行動をとった―ということ、つまり自分でステッカーをつくり、またそのステッカーを貼り

たいと自分の意志で申出てきた人に配布したことが、市民社会の生活や秩序をみだすことになったーと思いますか。

ステッカーは、もともと貼るためにつくられますから、その貼付行為は必ず附随するものですが、その貼ることも、軽犯罪法にふれない配慮をするかぎり、それ自体当りまえのことであって、法律的にも道徳的にも問題にされるようなことではない、とぼくは思っています。

それなのに、実のところぼくの内心では、はじめはすこしびくびく、何かをおそれるような気持がなかったとはいきません。

それは何だったかーそれこそが△天皇制▽です。いわば、ぼくの内部の暗所にひそみかくれている△天皇制▽が、ぼくに何かをおそれさせ、自分で自分を規制させるーのだともいえます。

だから、ステッカーを何万枚もつくる、日本中にはるといふことは、たまたま天皇在位五十年ということで、むこうから天皇が近づいてきたのをきっかけにして、ぼく自身の内部に暴発う天皇制への闘い、という意味でもありました。

そしてそれゆえ、三日早朝、ぼくの内部から追い出された天皇制は、たちまち警官隊に身を委じて、襲いかかってきたーというわけです。それは、「内なる天皇制を追いつけ」ということへのみせしめと、「天皇制にちよつとでも抗うと、こんなにおそろしい」という畏怖のおもいを媒介に、ふたたび天皇制を心中にうえつけるため、ともいえるでしょう。

E君ーその天皇制が、同じようにあなたをつけまわし、毎日ヘンな電話をかけ、ちよつとした外出をも見張っているーそれも連日つづくと、もうやりきれなく、空おそろしい不安におそわれるだろうことは、充分想像できます。

ぼくの経験でも「尾行されていないか」と思うだけで、足早やになつたり、もう駆けて逃げ出したいおもしろい胸がどきどきします。でもよく考えてみると、何一つ尾行されて困るようなことをしていないのに、まるで立場をてん倒して、いつしか自分が犯罪者・逃亡者の心理へと追いこまれている、わけです。

この「逆の心理に追い込まれる」ということ、それこそがまた「自分のうちに天皇制をうえこまれる」ことに外なりません。そして権力は、何よりもそのことが最大ののもつとも効果あることだと知っていて、さまたげな手口を使ってやっています。

たとえば、こうです。

ぼく、そしてFさんRさんの三人が△準抗告▽を出したことは、新聞に大きくのりましたからご承知でしょう。

すると折かえし、あわてふためいたように警察が、押収品を返し

宣戦も 敗戦も告げた同じ類  
アジアニ千五万人殺した朕の破産取  
罪深き、五十余年を肥えふとり  
砲火止んではじめて人間の姿を出し  
アッソウとこんどは象徴の面をつけ

川柳入選作品発表

ー 天皇在位五十年記念ー

にきました。ぼくは不在で居合せませんでした、Rさんの分を返したときの話です。

押収品をもった警官三人、アパートへやってきて、部屋へはいろいろとしました。それを押しとめて、板の間の廊下でその受取り手続きをやったそうですが、その時私服たちは、しきりに周辺を気にして、「他の人が見たら何でしょうから、部屋の中で」と、お為ごかしに何度もいったそうです。

「いや、一向にかめへん。こちらは後ろぐらいことないもん」というと、—それには先方、すっかり閉口。大きい体を小さくして気の毒なほど、たちまち相互の立場が逆転して、おうへいな態度が一変するのにはあきれるほどだった、といっています。

つまり、ぼくらは何も悪いことをしていない。だのに警察に名前が知られたり、そのことが人前で明らかになることをおそれはばかつたりする。そんな風になつてしまつたがさいご、もうそれですべに負けてしまふ。

反対に、堂々と平気な風をよそおえば、相手は困惑して、手の打ちようがない、ということでしょう。

とすれば、ぼくらの八内なる天皇制Vとの闘いは、第一に、敵のこのような手の内を見透して（堂々とまで振舞えなくとも）、何も悪いことをした覚えがない以上、マークされたり、尾行されたり、名前を知られることなど、チットもこたえへん—ぐらいの芝居をやりぬかねば—ということですよ。

第二には、自分はいまこういうことをやっている。それをどういうわけか、バカな公安が思いちがいして、一生けんめい調べてる。きけば教えるのに—と、大いに吹聴して、自分から事情を明らかにし、周辺にひろげること。それこそが問題に対応する道ではないかと思ひます。

たとえばボリがたずねてきて、

「おまえは、ウリ(WRI)の仲間か」とさも曰くげにきいたなら、「ハイ。そうだよ。ウリというのは八内反戦Vへ抵抗者との連絡と救援Vへ非暴力直接行動Vを主張する個人責任の国際行動グループだ。その宣言に賛成して、仲間になつてゐるがそれがどうしたの」と問いかえせば「相手はきつと言葉をつまらせるにちがいありません。その反対に、名前が知られるのをおそれ、動静がもれるのをおそれ、××の友人であることを知られるのをおそれ……ていったならそれこそ、我と我身を自分で縛る八内自主規制Vの果、何もできず、やらずにただどうしようもなく、いつしか自分の内なる天皇制にひれふしている—ということになつてしまふでしょう。

E君—君が尾行をおそれて外出をひかえ、盗聴をおそれて、電話のうけこたえにも過敏になり、集会や友人との出会いもひかえる—ということになるとしたら、それこそ天皇制がぼくらに求めている不可視の服従であり、権力にとって思ふツボというものです。

そしていま前出に出てきているこのような八内天皇制との闘いVこそが、勝負の岐れみちだと思ひませんか。

ふだんのとおり、あたりまえに、平気の風にふるまうこと。(とでもむずかしいことです。ぼくだって平気ではおれません。だからそれが闘いです)その反対の—逃げかくれし、ひそひそ声で話したり、ということがかえつて相手にうたがわれることになる、とすればいまぼくらとの態度は、これ以外にないことは明らかでしょう。

それにしても、この半月あまりで八内不可視の象徴天皇制Vは、とても、いろんなことを教えてくれましたね。

最後のしめくりは、その感想を駄句で—まず—天皇制、さわるぬ神に、たたりなし。だが—天皇制、さわれば最後、カクゴせよ！そして—天皇制、さわつてみれば、よく判る。